

令和3年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q & A 集

(●「介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業」における対象経費等)

No		質問	回答
1	補助対象	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、要件を満たすのであれば、「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」と「介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。
2	対象事業所	介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
3	補助対象	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象をなるとのことだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
4	申請方法	訪問介護の基準単位は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。
5	補助対象	実施要綱3(3)イ(ア)の「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、 ①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。	①お見込みのとおりです。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。 ③については、パーティション及びパルスオキシメーターです。
6	申請方法	費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。
7	申請方法	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。 なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（保存期限等は各都道府県のルールに則ってください）、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
8	申請方法	介護保険の申請をカイボケなどの代理人申請で行っているが、電子請求受付システムで国保連に申請できるか。	電子請求書（有償）をお持ちの事業所については電子請求受付システムでの申請が可能ですが、お持ちでない事業所については、県へCD-Rの提出での申請になります。
9	申請方法	介護保険の申請は紙で行っているが、どのように申請すればよいか。	県に紙で申請していただくことになります。
10	対象事業所	福祉用具貸与事業所ですが、補助金の対象事業所ですか。	令和3年4月から9月までの介護サービスへの0.1%特例の対象であった事業所が対象であり、福祉用具貸与事業所は対象外です。

No		質問	回答
11	対象経費	<p>上記No.2において、対象経費の限定列挙が困難なため都度照会とのことですので、次の物品について対象経費となるかご教示ください。なお、通常はすでに補助対象経費として挙げられている物品のみで基準単価に達することは承知していますが、コロナ対策用品を販売している会社などからの問合せもあることから、照会するものです。</p> <p>・アルコール綿・ペーパータオル・キッチンペーパー・ヘアキャップ・布エプロン・布マスク・不織布マスク・N95マスク・ウレタンマスク・ウェットティッシュ（手指や体用）・ウェットティッシュ（物品や什器用）・手袋（使い捨てでないもの）・空間除菌製品（首掛け式）・空間除菌薬剤（噴霧式）</p> <p>・アルコール綿・ペーパータオル・キッチンペーパー・除菌シート</p>	<p>&lt;感染予防のために使用し、在庫の不足が見込まれるものであれば補助対象&gt;</p> <p>・布エプロン・布マスク・不織布マスク・N95マスク・ウレタンマスク・ウェットティッシュ（手指や体用）・うがい薬・手袋（使い捨て）・防護服（使い捨て）・防護服（使い捨てでないもの）・ウェットティッシュ（物品や什器用）・手袋（使い捨てでないもの）・空間除菌製品（首掛け式）・空間除菌薬剤（噴霧式）</p> <p>&lt;感染予防のために使用し、在庫の不足が見込まれるものであれば補助対象だが、清掃用に使用されるものは補助対象外&gt;</p> <p>・アルコール綿・ペーパータオル・キッチンペーパー・除菌シート</p> <p>&lt;補助対象外&gt;</p> <p>・購入した衛生用品を小分けにするための袋・歯ブラシ・体温計・非接触式体温計・消毒液用噴霧器（自動、手動）・サーキュレーター・空気清浄機・食器洗い乾燥機・紫外線消毒器・オゾン発生器・介護ロボット・ICT機器</p> <p>&lt;感染予防のための用途が不明のため、用途例をお示しください。&gt;</p> <p>・ヘアキャップ・包帯</p>
12	対象事業所	施設数サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員須の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。（ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。）